

令和6年10月28日

各組合員の皆様へ

名古屋市食品国民健康保険組合

「医療保険のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ」の送付について

日ごろから、組合運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合におきましても、新聞報道等にもありますように、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）と被保険者証の一体化により、令和6年12月2日から、現行の被保険者証の新規発行ができなくなり、「マイナ保険証」（マイナンバーカードに被保険者証としての利用登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行する準備を進めています。

この仕組みを確実に実現するため、被保険者の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、今回、「医療保険のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ（別紙）」（以下「大切なお知らせ」という。）を全組合員様に送付し、マイナンバーカードとの紐づけに誤りがないかを確認していただくものです。

1 組合員様にお願いしたいこと

(1) 大切なお知らせに記載されている氏名（被保険者）の方について、マイナンバーカード又は「通知カード」をお持ちの方

マイナンバーカードの裏面（又は「通知カードの表面」）に印字されている個人番号（マイナンバーの下4桁）と大切なお知らせ（別紙）に印字されている個人番号（マイナンバー）下4桁が同じであるかの確認をお願いします。

万一、相違した場合には、大切なお知らせに記載されている【お問い合わせ先】まで、連絡をお願いします。

(2) 大切なお知らせに記載されている氏名（被保険者）の方について、マイナンバーカード又は「通知カード」をお持ちでない方

マイナンバーカードの取得及び被保険者証としての利用登録の手続きにご協力をお願いします。

2 組合員様にお知らせしたいこと

- 令和6年12月2日時点でお手元にある有効な被保険者証は、有効期限（当組合の場合は、令和7年8月31日）まで使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、新規加入や住所変更等される方で、マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療機関・薬局等で受診することができます。
- マイナ保険証で受診する場合は、電子証明書の有効期限切れに注意してください。

4600006
名古屋市中区
栄四丁目14番21号

別紙

名食 太郎 様
XXXX-AAAAF2X0000008#



640-95-30235-3

大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている 個人番号(マイナンバー)のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号(マイナンバー)
名食 太郎	**** * 7753

(注)上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】

名古屋市食品国民健康保険組合
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目14番21号 愛旅連ビル4階
電話番号 052-261-7661